

新旧対照表（物件等調査業務費積算基準の一部改正）

新旧対照表

R3.4.1

改正案

物件等調査業務費積算基準

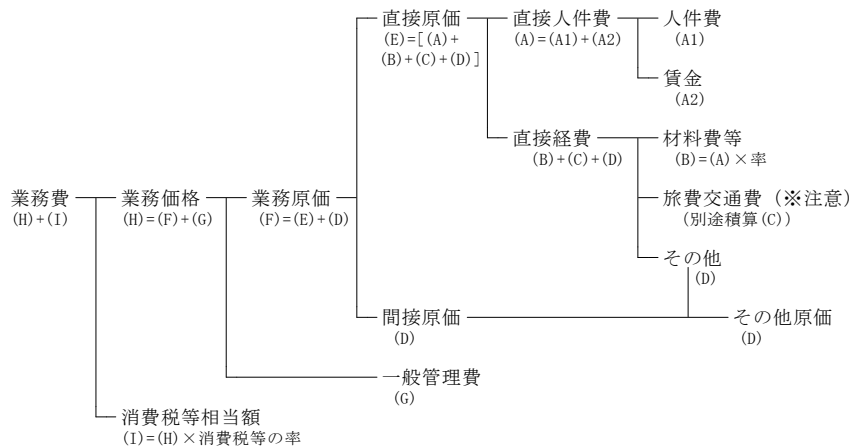
令和3年 4月 1日改正

第1 適用範囲

- この物件等調査業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、鹿児島県の所掌する公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の予定価格（以下「業務費」という。）を積算するときに適用する。
- 用地調査等の業務範囲は、次のとおりとする。
 - 第4 共通
 - 第5 権利調査
 - 第6 建物等の調査
 - 第7 営業その他の調査
 - 第8 予備調査
 - 第9 移転工法案の検討
 - 第10 事業認定申請図書等の作成
 - 第11 再算定業務
 - 第12 土地評価
 - 第13 補償説明、相続説明
 - 第14 多数共有地
 - 第15 用地交渉等
 - 第16 消費税等調査
- 土地の測量調査（用地測量）については、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。
- この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



※注意
離島等の旅費交通費において、宿泊を伴う行程のため往復時間にかかる直接人件費を計上する必要がある場合は、旅費交通費と往復時間にかかる人件費分は分けて計上すること。
具体には、人件費は人件費(A1)に計上し、旅費交通費は（別途積算(C)）に計上する。

新旧対照表

R3.4.1

現行

物件等調査業務費積算基準

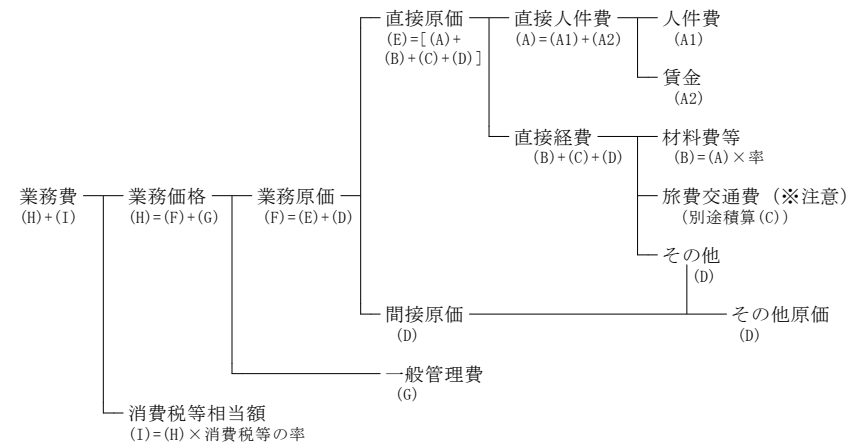
令和2年 4月 1日改正

第1 適用範囲

- この物件等調査業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、鹿児島県の所掌する公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の予定価格（以下「業務費」という。）を積算するときに適用する。
- 用地調査等の業務範囲は、次のとおりとする。
 - 第4 共通
 - 第5 権利調査
 - 第6 建物等の調査
 - 第7 営業その他の調査
 - 第8 予備調査
 - 第9 移転工法案の検討
 - 第10 事業認定申請図書等の作成
 - 第11 再算定業務
 - 第12 土地評価
 - 第13 補償説明、相続説明
 - 第14 多数共有地
 - 第15 用地交渉等
 - 第16 消費税等調査
- 土地の測量調査（用地測量）については、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。
- この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



※注意
離島等の旅費交通費において、宿泊を伴う行程のため往復時間にかかる直接人件費を計上する必要がある場合は、旅費交通費と往復時間にかかる人件費分は分けて計上すること。
具体には、人件費は人件費(A1)に計上し、旅費交通費は（別途積算(C)）に計上する。

第3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 人件費

人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、土木部長が別に定める当該年度における「公共事業設計単価表（設計業務委託基準日額）」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 賃金

賃金は、用地調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合に計上するものとし、その基準単価は、「公共工事設計労務単価」の普通作業員の単価によるものとする。

ハ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率を算定する場合の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛り）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6-5）の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上 130㎡未満	補 正 率	(補正值) 規 模 200㎡以上 300㎡未満
技師 A	0.51人	1.80	0.91人
技師 B	1.55人	1.80	2.79人
技師 C	1.10人	1.80	1.98人
技師 D	0.12人	1.80	0.21人

注 補正率は、表6-6で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等(注)は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽面焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用地調査等に必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等＝人件費×7パーセント

第3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 人件費

人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、土木部長が別に定める当該年度における「公共事業設計単価表（設計業務委託基準日額）」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 賃金

賃金は、用地調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合に計上するものとし、その基準単価は、「公共工事設計労務単価」の普通作業員の単価によるものとする。

ハ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率を算定する場合の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛り）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6-5）の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上 130㎡未満	補 正 率	(補正值) 規 模 200㎡以上 300㎡未満
技師 A	0.51人	1.80	0.91人
技師 B	1.55人	1.80	2.79人
技師 C	1.10人	1.80	1.98人
技師 D	0.12人	1.80	0.21人

注 補正率は、表6-6で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等(注)は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽面焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用地調査等に必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等＝人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、県土木部が公表する設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。

ロー1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算に含まれているため、別途計上しない。
同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分		旅費交通費
業務区分	調査区分	
物件等調査業務	共通 権利調査 建物等の調査 営業その他の調査 予備調査 移転工法案の検討 事業認定申請図書等の作成 再算定業務 土地評価 補償説明、相続説明 多数共有地 消費税等調査	直接人件費の 1.91 パーセント
	用地交渉等	直接人件費の 2.85 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、県土木部が公表する設計業務等標準積算基準書（一般土木編）第2章積算基準（参考資料）1-3を適用する。

（新設）

ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分		旅費交通費
業務区分	調査区分	
物件等調査業務	共通 権利調査 建物等の調査 営業その他の調査 予備調査 移転工法案の検討 事業認定申請図書等の作成 再算定業務 土地評価 消費税等調査	直接人件費の 2.29 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

用地調査等業務については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費については含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分		日当・宿泊料（千円）
業務区分	調査区分	
物件等調査業務	共通 権利調査 建物等の調査 営業その他の調査 予備調査 移転工法案の検討 事業認定申請図書等の作成 再算定業務 土地評価 消費税等調査	6.1X

X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1-3-3に基づく。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

(新設)

(新設)

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-15により行うものとする。

表6-14

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査（1）	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査（2）	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査（3）	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域内の建築物）及び第62条（準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-15により行うものとする。

表6-14

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査（1）	木造建物（建築基準法 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査（2）	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査（3）	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

- (3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定
附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外のすべてのものをいう。

- イ 附帯工作物の区分
附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-24によるものとする。

表6-24

区 分	判 断 基 準
住宅敷地 A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地 B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡未満のもの
住宅敷地 C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡未満のもの
農家敷地 A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡未満のもの
農家敷地 B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

- ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定
附帯工作物の調査及び算定をの区分ごとの直接人件費の積算は、表6-25により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

- (3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定
附帯工作物とは、植物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表6-24によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-25により行うものとする。
ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-24

区 分	判 断 基 準
住宅敷地 A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地 B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡未満のもの
住宅敷地 C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡未満のもの
農家敷地 A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡未満のもの
農家敷地 B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 上表の判断基準の敷地面積は、次の算式で求めた面積とする。

敷地面積＝当該建物等の用に供している敷地の全体面積－他の調査対象となった敷地面積

注2 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6 - 2 5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地 B	同上	敷地面積 150㎡ ～200㎡	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地 C	同上	敷地面積 200㎡ ～600㎡	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地 A	同上	敷地面積 600㎡ ～1,000㎡	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人		
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人		
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人		
			技師D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地 B	同上	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人		
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人		
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人		
			技師D	—	—	0.13	0.13人		
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人		
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人		
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人		
			技師D	—	—	0.18	0.18人		
独 立 工 作 物	同上	—	技師A	0.13	0.12	0.12	0.37人		
			技師B	0.13	—	0.21	0.34人		
			技師C	0.13	0.61	0.20	0.94人		
			技師D	—	—	0.15	0.15人		

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 2 5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地 B	同上	敷地面積 150㎡ ～200㎡	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地 C	同上	敷地面積 200㎡ ～600㎡	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地 A	同上	敷地面積 600㎡ ～1,000㎡	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人		
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人		
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人		
			技師D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地 B	同上	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人		
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人		
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人		
			技師D	—	—	0.13	0.13人		
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人		
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人		
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人		
			技師D	—	—	0.18	0.18人		
独 立 工 作 物	同上	—	技師A	0.13	0.12	0.12	0.37人		
			技師B	0.13	—	0.30	0.43人		
			技師C	0.13	0.61	0.09	0.83人		
			技師D	—	—	0.15	0.15人		

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-26-1

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積
 附帯工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-26-2によって行うものとする。

表6-26-2

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	調 査	算 定		
独立工作物の見積	箇所	技 師 A	—	0.09	0.35	0.44人		
		技 師 C	—	0.22	—	0.22人		

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

表6-26

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

(新設)

6-4 建物等の法令適合性の照合

建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表15-9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表15-9-4-2により行うものとする。

表15-9-4-1

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性照合(1)	木造建物(建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物)
法令適合性照合(2)	木造建物(建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物)
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)

6-4 建物等の法令適合性の照合

建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第61条(防火地域内の建築物)及び第62条(準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表15-9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表15-9-4-2により行うものとする。

表15-9-4-1

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性照合(1)	木造建物(建築基準法 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物)
法令適合性照合(2)	木造建物(建築基準法第35条、 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物)
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)

改 正 案

(別表)

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を記載のこと。
	作業計画の策定		業務	1	
権利	公図等の転写		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	地積測量図転写		㎡	100	
調査	土地の登記記録の調査		㎡	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
権利	権利者確認調査	当初	㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
		追跡	人	1	
	公園等転写連続図作成		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
調査	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見積	箇所	1	
	立竹木		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。

現 行

(別表)

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を記載のこと。
	作業計画の策定		業務	1	
権利	公図等の転写		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	地積測量図転写		㎡	100	
調査	土地の登記記録の調査		㎡	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
権利	権利者確認調査	当初	㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
		追跡	人	1	
	公園等転写連続図作成		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
調査	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	立竹木		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。

改 正 案						
営業 その 他の 調査	庭園		箇 所	1		
	墳墓等		m ²	1		
	建物等の残地移 転要件の該当性 の検討		権利者	1		
	照応建物の設計 案の作成等	建物計画案の 策定	案	1		
		照応建物の設 計案の作成	案	1		
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業 務	1		
	営業		事業所	1		
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1		
		賃貸物件	事業所	1		
	居住者		世 帯	1		
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1		
		店舗	店 舗	1		
		事務所、工場、倉庫	事業所	1		
	その他通損	仮住居、借家人	世 帯	1		
		移転雑費	所有者	1		
	その他	仮住居有	世 帯	1		
		仮住居無	世 帯	1		
	予 備 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		業 務	1	
関係資料収集			権利者	1		
企業内容等の調査			事業所	1		
敷地使用実態の 調査			事業所	1		
駐車場等の使用 実態追加調査			回	1		
建物調査			棟	1		
機械設備等調査			事業所	1		
移転計画案の 作成			事業所	1		
移 転		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地調査		業 務	1		
	関係資料収集		権利者	1		
	企業内容等の調査		事業所	1		

現 行						
営業 その 他の 調 査	庭園		箇 所	1		
	墳墓等		m ²	1		
	建物等の残地移 転要件の該当性 の検討		権利者	1		
	照応建物の設計 案の作成等	建物計画案の 策定	案	1		
		照応建物の設 計案の作成	案	1		
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業 務	1		
	営業		事業所	1		
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1		
		賃貸物件	事業所	1		
	居住者		世 帯	1		
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1		
		店舗	店 舗	1		
		事務所、工場、倉庫	事業所	1		
	その他通損	仮住居、借家人	世 帯	1		
		移転雑費	所有者	1		
	その他	仮住居有	世 帯	1		
		仮住居無	世 帯	1		
	予 備 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		業 務	1	
関係資料収集			権利者	1		
企業内容等の調査			事業所	1		
敷地使用実態の 調査			事業所	1		
駐車場等の使用 実態追加調査			回	1		
建物調査			棟	1		
機械設備等調査			事業所	1		
移転計画案の 作成			事業所	1		
移 転		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地調査		業 務	1		
	関係資料収集		権利者	1		
	企業内容等の調査		事業所	1		

改 正 案					
工 法 案 の 検 討	敷地 使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用 実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作 成		事業所	1	
	照応建物の詳細 設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計 (生産設備設計)		事業所 (設備)	1	
	機械設備設計 (生産設備設計)	見積	台	1	
事 業 認 定 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	現地調査等		業 務	1	
	資料の収集及び 作成		業 務	1	
	調書等の作成		業 務	1	
	添付図面の作成		種 類	1	
裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案) 等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
土地調書添付図面		筆	1		
その他参考図書 の作成		件	1		
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検 討		件	1	
	明渡裁決申立書 等(案)の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
図面の作成		件	1		

現 行					
工 法 案 の 検 討	敷地 使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用 実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作 成		事業所	1	
	照応建物の詳細 設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計 (生産設備設計)		事業所 (設備)	1	
	機械設備設計 (生産設備設計)	見積	台	1	
事 業 認 定 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	現地調査等		業 務	1	
	資料の収集及び 作成		業 務	1	
	調書等の作成		業 務	1	
	添付図面の作成		種 類	1	
裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案) 等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
土地調書添付図面		筆	1		
その他参考図書 の作成		件	1		
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回		
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検 討		件	1	
	明渡裁決申立書 等(案)の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
図面の作成		件	1		

改 正 案

	その他参考図書の作成		件	1	
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハプリース	事業所	1	
賃貸物件		事業所	1		
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	地域区分及び標準地選定		業務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	取得地比準調書		画地	1	
	残地補償金算定		画地	1	
	調整価格算定		業務	1	
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
相続説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング	相続説明等	権利者	1	
	説明資料等の作成	相続説明等	権利者	1	
	相続説明	相続説明等	権利者	1	

現 行

	その他参考図書の作成		件	1	
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハプリース	事業所	1	
賃貸物件		事業所	1		
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	地域区分及び標準地選定		業務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	取得地比準調書		画地	1	
	残地補償金算定		画地	1	
	調整価格算定		業務	1	
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
相続説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング	相続説明等	権利者	1	
	説明資料等の作成	相続説明等	権利者	1	
	相続説明	相続説明等	権利者	1	

改 正 案					
多 数 共 有 地	準備打合せ等		業 務	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
	補償説明等(近隣)		権利者	1	
	補償説明等(電話等)		権利者	1	
	補償説明等(遠隔地)		権利者	1	
用 地	打合せ協議		業 務	1	
	業務計画の策定		業 務	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
	権利関係者の特定		権利者	1	
	補償額算定書の照合	第15に定める区分	第15に定める単位	1	
交 渉	用地交渉用資料の作成等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
等	用地交渉	区分A-1	権利者	1	
		区分A-2	権利者	1	
		区分A-3	権利者	1	
	区分B-1	権利者	1		
		権利者	1		
権利者	1				
関係機関との連絡・調整		関係機関	1		
消費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	

現 行					
多 数 共 有 地	準備打合せ等		業 務	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
	補償説明等(近隣)		権利者	1	
	補償説明等(電話等)		権利者	1	
	補償説明等(遠隔地)		権利者	1	
用 地	打合せ協議		業 務	1	
	業務計画の策定		業 務	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
	権利関係者の特定		権利者	1	
	補償額算定書の照合	第15に定める区分	第15に定める単位	1	
交 渉	用地交渉用資料の作成等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
等	用地交渉	区分A-1	権利者	1	
		区分A-2	権利者	1	
		区分A-3	権利者	1	
	区分B-1	権利者	1		
		権利者	1		
権利者	1				
関係機関との連絡・調整		関係機関	1		
消費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	